

日野市告示第 2 0 4 号

令和 9 年度労働報酬下限額について

日野市公契約条例（平成 3 0 年日野市条例第 1 号）第 8 条第 1 項の規定により、
令和 9 年度における労働報酬下限額を定めたので、以下のとおり告示する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

日野市長 古 賀 壮 志

【対象】

工事及び製造以外の請負契約及び日野市公の施設の指定管理者の指定の手續
等に関する条例第 7 条の規定により締結する協定

【労働報酬下限額】 1, 3 8 0 円

※ただし、東京都最低賃金が労働報酬下限額を上回った
場合にはその額を労働報酬下限額とする。

【適用期間】 令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 3 1 日まで